

## 議会運営委員会記録

招集（開催）年月日	平成29年9月20日（水）	
招集（開催）場所	岩美町役場 第1委員会室	
出席委員	芝岡委員長、川口副委員長、澤委員、寺垣委員 柳副議長、船木議長	
欠席委員	なし	
職務出席者	榎本町長、長戸総務課長、鈴木議会事務局長	
開 会	16時17分	
記 録 者	議会事務局書記 前田あずさ	
審 査 事 項	急きよの委員会で日程表なし	
審 査 の 経 過		
日 程	発 言 者	内 容
開会	芝岡委員長	<p>*起立、礼</p> <p>長時間の会議のあと議運を開かせていただき、お礼申し上げます。</p> <p>町長よりあいさつ願いたい。</p>
あいさつ	榎本町長	<p>大変連日、議員の皆さまにはご迷惑をかけて申し訳ない。役場職員出身で、聞き分けない人だと私自身思いもしなかった。大変ご迷惑をかけていることをお詫びしたい。</p> <p>職員を卒業する人にも自分自身にも、役場の職員には「大過なく」という言葉は言うなど、みんなそれぞれ苦勞している。平々凡々でなく、えらい目をしてきているという思いもいる。「大過なく」という言葉は言ったことがないし、言ってほしくない言葉だと思っている。</p> <p>そういう最終の段階になって、道の駅の400万円の問題が長引くとは夢にも思っていなかった。</p> <p>一方、税金の問題は固定資産税、保険税にも及ぶが、杉村議員は早期解決以外に大事なことがあると言われたが、私は再発防止が何よりも大事だと考えている。平成15年というようになときで、3年ごと、毎年チェックがかかることもあったにも関わらず、現在の税務課の担当はこうしたミスを過去に犯しているということで、公に出して対応に取り組んできた。これはこれで、評価してやらなければならないことだと思う。職員の個々の責任を問うよりも、私自身が責任を、町長は責任を取るということを重く受け止めさせる方が、職員にも自覚を持たせるということで、改めて注意喚起の効果もあると思っている。</p> <p>これまでも長いこと10パーセントの給与カットや、財政再建に取り組んできたが、それとは違って自分自身と職員の戒めの意味合いで、減給の条例を追加でお願いさせていただか</p>

		なければならぬという思いがあるので、ぜひ慎重審議をよろしくお願ひしたい。 連日全協、議運とたびたび開かせていただくようなことで、申し訳ない。
	芝岡委員長	議長よりあいさつをお願ひしたい。
	船木議長	特にない。
	芝岡委員長	では、局長からお願ひしたい。
	鈴木議会事務局長	急きよの委員会で日程表も間に合わず、申し訳ない。 本日の議題としては、会期中に議案が 2 件、議員派遣についても追加で 1 件発生したので、皆さんに報告させていただき、日程に入れさせていただきたい。 議案の 1 件目だが、先ほど全協で執行部からあった、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の継続に関する意見書」について、議会にも協力いただきたいということだった。それについては全協で皆さんにご理解いただき、産業福祉常任委員会から提出される。常任委員会は時間の関係上開かれていないが、昨日正副委員長に相談があり、了解され、全協で諮るということだった。産業福祉常任委員会の正副委員長の名前で、議員提出という形で処理させていただきたい。22 日の本会議で日程に入れさせていただきたい。内容は先ほどの説明どおりだ。
	芝岡委員長	意見書については、産業福祉常任委員会の正副委員長の名前で提出することによろしいか。
	皆	よい。
	鈴木議会事務局長	次に、議員派遣の件だ。 田中克美議員が、このたび議員 35 年ということで、総務大臣感謝状の対象となられた。平成 29 年 10 月 13 日に東京麹町会館で贈呈式が行われる。案内が来ているので、出席していただきたく、派遣手続きをさせていただきたい。非常に珍しいことで、県町村議会議長会から旅費についても負担していただけるようだ。よろしくお願ひしたい。 10 月 13 日は、東部町議会議長会の議員研修会の日だ。
	芝岡委員長	決まったことなので、了解していただくということによい。
	皆	よい。
	芝岡委員長	次。
	鈴木議会事務局長	3 点目だ。 先ほど町長からもあったが、執行部から追加議案が 1 件提出される。これについて、日程に入れさせていただくことについてご協議願ひたい。
	柳副議長	総務課長、さっき町長も少し言われたが、提案理由の説明

		は聞けないのか。出されればよいが、トップとしての責任を果たすということで、いただいた追加の議案をどう処理するかは議会の勝手だ。町長としては自分の責任を果たされる態度を取られるべきだと思う。結果は別として。通常この場では、提案理由は聞かないのか。
	船木議長	何もないということはない。何のために条例改正をするかということは、ちゃんとあると思う。
	長戸総務課長	先ほど町長からもあったが、14日の全協で固定資産税の課税誤りについて担当常任委員会を終わらせていただき、全協で、遡っていただくことはなし、平成30年度からは経過措置なしで全額をいただくという対処方針を了としていただいた。その中で、税法上の取り扱いを申し上げますと、5年間は遡及課税できるという規定がある。当然5年より前のものは時効で課税できない。 総務課長としては、関わった職員に対しても一定のけじめが必要だと思っているが、町長は自分が一括して責任を果たしたいという強い思いがある。その中で、15年間分の課税を行わない判断をされたことについて、自らの政治的な責任を果たされたいという思いで、条例を提案されると理解している。よろしくお願ひしたい。
	柳副議長	2種類あると思う。 課税誤りについて、職員に責任を取らせることなく、町長自らが代表して責任を取られることについての減給なのか、遡及課税ができるのに、それを政治判断で行わないということなのか、それともミックスなのかと言ったらどうなのか。
	長戸総務課長	両方のものと思っている。
	芝岡委員長	では、議案が22日に提出されるということでよろしいか。
	皆	よい。
	芝岡委員長	あとは議会で判断することとなる。
	柳副議長	人事案件は、代表者会のとしまで聞けないな。
	榎本町長	県庁とかでは事前にある。
休憩 再開	芝岡委員長	休憩する。 16時33分 休憩 再開する。 16時37分 再開
	芝岡委員長	22日には人事案件もあるということで承知願ひたい。 よろしいか。 ほかに。
	榎本町長	議会の承認は22日ということで、10月1日付で願ひしたい。
	芝岡委員長	ほかに。

	柳副議長	委員長、どこかでもう一度議運を開いていただいて、きょう提案させてもらったが、決算認定について、来年も再来年も続くということがある。やはりきちんとした形で、社会情勢や法が変わらない限り、一回決めた部分については、審査の対象外ということも含めてしないと、ずっと続く。陳情は文書扱いのルールを決めたが、岩美町議会は質疑も討論も事前通告制にしていないので、何を言うかわからない。今のルール上では、まただらだらと討論すると思う。
	榎本町長	やると思う。 ひとつ心配なのは、町の顧問弁護士やトーマツから、町の会計処理、決算処理、道の駅の会計処理、決算処理について間違いないと言われても、信じられないが、やるという感じを受けた。普通なら、それで論外になる話だと思っている。
	柳副議長	27年度決算は確定して、お金の動きもない状況で、これは本当は審査に値しないということがルールだ。でも、それも聞く耳持たずで、やるということだ。今町長も言われたが、「あなたが追及することはクリアになった」と言われても、自分が用意している資料を絶対公表するという姿勢だろう。
	榎本町長	それはよいが、町が改める必要がないと言ったら、どこかでけじめをつけてもらわないと、これだけ膨大に議会に対しても、執行部に対しても、監査委員に対しても、散々町民に不信感を流してしまっている。その責任は重大だと思う。
	柳副議長	さらに、あなたの主張は通らないということでも、会計士から大丈夫とお墨付きをもらったと、それが明白になった場合は、議長は討論を止めれるのか。
	鈴木議会事務局長	まず、ルールを決めていないのでできないと思うが、27年度の決算は終わって、きょうまた28年度の決算で27年度の決算の話を出してくるということについては、話が済んでいることなので、議運で認められないということルールを決めればできると思う。議員の発言を聞かないとどうの中身か分からない。途中で中身が明らかになって、「それは関係ないから発言するな」ということは言えるかもしれないが、最後まで聞かないと分からないということなら、途中で止めることは無理だと思う。
	柳副議長	事前に、例えば今の段階で、やはりおかしいと議運で決定したら、即座に全協でも開かれて、こういった類の討論は許されないということを告知できるのか。
	鈴木議会事務局長	きょうそういうルールを決めるということか。
	柳副議長	できないということになれば、22日はされるし、それを阻止しようと思ったら、議運でこうだということになると思う。本当は全員でそれを確認し合うことになると思うが、時間も

		<p>ないし、議運の決定というのは重い決定であって、従うべしというルールがあるが、例えばここで、27年度決算に基づいたものを引っ張ることはあり得ないと、その類の討論は認められないということをルール化したら、阻止ができるのかということだ。</p> <p>議長はこのままだと、議員個人の権利を妨げることはできないということで、制止させる対策としてはどういものが考えられるかという話だ。</p>
	榎本町長	<p>これから先以降ならよいが、今回は仕方ない。今はもう通告を受けているのと同じだ。それを潰しにかかってなんだと書かれるくらいのもので、やめた方がよい。私が口を出さなくてもよいが。</p>
	船木議長	<p>今後の状況を見て、来年もやるぞという話になったら、きちんと法的なことから、どこまでできてどこまで許さなければならぬのか、我々が勉強していこう。</p> <p>克美議員が水道会計の消費税云々を毎年やっている。あれについてはどうなるのか。</p>
	鈴木議会事務局長	<p>私の見解だが、水道会計は毎年度会計処理して発生する処理なので、それを毎回主張してやめろということは言えると思う。</p> <p>今回の買参権は、どっちに区分するかと言っても27年度に話をした。議会としても結論を出したことなので、その論点や新しい材料がなければ同じことの繰り返しなので、効率的な議論を進めるには・・・。</p>
	船木議長	<p>その前提になっているのは、附属書類に載っている権利と債権のことだ。それは、決算審査の対象にはなりませんよということが言えないと、止めることはできないと思う。</p>
	鈴木議会事務局長	<p>なりませんよということを明確に言えるかどうかというのはちょっと・・・。</p>
	船木議長	<p>だから、それをしっかりと来年までにきちんと・・・。</p>
	鈴木議会事務局長	<p>もう法的解釈になってしまう。</p>
	船木議長	<p>言われるように、やる。ずっと。やるで、あの人の性格だったら。それまでに県議長会を通して、国の見解とかをいろいろ判断して、議会も顧問弁護士に相談したりして・・・。</p>
	鈴木議会事務局長	<p>きょう杉村議員から、「それはぜんぜん言えれんだか」と聞かれたが、審査自体は当該年度のことだけではなく、広範に町の事務の是正も含めて幅広い視野で審査するということが書かれているが、認定の段階になると、附属書類とかは認定の対象ではないと書かれている。</p>
	榎本町長	<p>決算審査そのものが、過半数が反対されて不認定だと言われても何ら動かない。</p>

		<p>それと、よく勉強していると思うのは、28年度でまた監査委員を持ち出した。28年度の決算審査でも、監査委員が指摘していないと。する必要がないからだ。</p> <p>病気で体調が悪いからもうこらえてというのを引っ張っていて辞められたのを、監査委員は責任を取って辞めたんだと頑として譲らない。今回もまた監査委員を引っ張っている。28年度の決算審査は、監査委員は関係ない。自分の都合の良いように正当化するように組み立てているだけの話だと思う。</p>
	柳副議長	あっちも含めて言うということだな。
	榎本町長	<p>言う。</p> <p>再調査しなければならない。説明が不十分だが、所在が不明で現地が不明という処理が今されているが、登記簿にはある。しかし、現地が特定できるような資料がぜんぜん見当たらないという現実になっている。考えたら、古びた岩美町の大きな観光看板が駅の北東側に立っていた。いつ頃取ってしまったか分からないが。ああいうものが立っていた所は町有地に間違いない。</p>
	長戸総務課長	町有地としてはある。水路部分と軌道敷と国交省の用悪水路と、この3つが岩美町の土地になっている。ここが軌道敷というのが分からない中で、現地の確認ができなかったということだ。しかし、図面を見ると、水路の線を引っ張って軌道敷が消えた形で図面としては出来上がっている。現地確認不能地という処理がされた。
	榎本町長	決算書の財産からは落とすのがルールだ。
	長戸総務課長	<p>一帯を水路として青線の扱いにすれば、普通財産で管理せずに赤線、青線の扱いをするので、普通財産から落とすという処理を、町長と相談しなければならないが、その辺も含めてもう一度調査したい。調査した上でまた報告させていただきたい。</p>
	船木議長	<p>地籍調査によって、今まで軌道部分が町有地だったものがなくなって、登記図面からも落ちたという風に思っていたが、そうではないのか。</p>
	長戸総務課長	<p>図面から消えた形になったが、登記簿がなくなる話ではない。</p>
	船木議長	登記図面は残っているわけだな。
	長戸総務課長	<p>図面がない。</p> <p>地籍調査が終わった成果の図面に、そこの地番が、現地が分からないので、表示ができなかったということで、現地確認不能地となっている。登記行為そのものがなくなる話ではないので、軌道用地をどのように管理するかということは、</p>

		普通財産として管理するのか、普通財産以外のもので管理するのかという区分けをすれば、きょうの決算審査でお願いした普通財産からの削除という行為は、できるということで勉強している。
	船木議長	地籍調査のときに、町も出て確認したのだろう。その時はどうだったのか。
	長戸総務課長	道路の中に昔の地番が何個かあると。地籍調査をしたときに、いわゆる個人の土地に道をつくって原形が道になっていると。図面を見ると区分けになっていると。現地が道なので、ここの地番はどこに何があるかわからないということで、現地確認不能ということにしましょうということだ。登記簿は残ったままだけど、現地の確認ができないというのが、現況が水路になっているので、軌道敷という部分が現地できちんと確認できなかったということで、現地確認不能という処理がされた。結果的に図面としては、青線と国交省部分が、本当は3つに分かれないといけないところが、1本しかない図面が出来上がっている。
	榎本町長	もともとの公図で言えば、15メートルほどあるものが11メートルほどに地籍調査の結果ではなっている。 次には、広栄であり JR との境界確定がどのようになされているか、再度確認しなければならない。国鉄時代を含めて JR だったら、土地の関係は全部別の会社が持っている。鉄道の駅の構内についても、登記簿の附属測量図みたいなことではなくて、会社が持っている。JR 自体も、いわゆる駅全体の幅としては狭くなっている。
	長戸総務課長	結果として、町の部分と JR のところを合わせると、50メートルくらいないといけないものが、地籍結果を見ると35メートルくらいしかない。しかし、広栄のところは、古い図面と成果品がピタッと合っている。構図上の寸法で言うと、JR と岩美町のところだけが、キュッと狭まったような形になっている。本当は JR も、もともとの図面で言うと、広栄側にもっと杭が打ちたいが、打てずにしまっている。公図で見ると、30メートルの幅が、軌道敷で JR が持っていないといけないのに、地籍調査の結果で言うと、20メートルになって出来上がっている。その横に岩美町の土地が20メートルくらいないといけないのに、15メートルしかない。町と JR が狭まった形で地籍の立ち合いが終わっている。
	榎本町長	もう一つ、浦富のほ場整備が昭和56年に始まって、駅に平行して広栄の踏切のところから水路を入れている。水路を入れる際には、JR の近接工事というのは、JR の土地でなくても施工計画を従前に協議する。場合によったら JR が工事を

		するので、負担金を出せという工事になる。
時間延長	芝岡委員長	時間延長してよろしいか。
	皆	よい。
	榎本町長	再度、地籍調査時の境界確定について、町として話をしなければならない。
	長戸総務課長	振興物産と JR と町とで。 もう一度現地確認から入らせていただいた上で、どういう書類になるのか、所管常任委員会も含めて議会に報告させていただきたい。
	榎本町長	1.5メートルくらいのボックスで水路が入れてある。その時点でおよし道路の軌道敷という認識をどのように捉えていたのかということが引っかかっている。
	柳副議長	心配するのは、ないものはないと思っているが、財産から外すというのは適正な行為だろう。適正ではないのか。
	長戸総務課長	財産として管理するのは、普通財産と行政財産の 2 つだ。これ以外に赤線、青線と 3 つの管理をしている。きょうの部分について、普通財産で 27 年度まで管理したが、28 年度の決算の異動の中で、一帯を水路という管理をするということで、移管するということだ。こちらは図面で管理しているということで、そういう整理も方向としてはあるのかなと思う。そこも含めて結果は報告させていただきたい。
休憩 再開	芝岡委員長	休憩する。 16時57分 休憩 再開する。 17時13分 再開
	長戸総務課長	町長も言われたが、振興物産と JR のところの立ち合いからもう一度求めていくことで、再調査という思いでいる。
	芝岡委員長	そのような質疑や討論が出たら、そのように答えていただくということで。 ほかにはないか。
	皆	なし。
閉会	芝岡委員長	22日は最終日になるが、よろしくお願ひしたい。 以上で終わる。 17時14分 閉会

上記のとおり会議の次第を記録し  
これを証するため、ここに署名する

岩美町議会運営委員長